

環境物品等の調達の推進を図るための方針

最 高 裁 判 所

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号（以下「法」という。））第７条第１項の規定に基づき，平成２７年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので，同条第３項の規定に基づき，公表する。

特定調達物品等の平成２７年度における調達の目標

平成２７年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更（平成２７年２月３日閣議決定。以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目ごとに判断の基準を満たすもの）の調達目標は，以下のとおりとする。

なお，基本方針に規定された判断の基準は，あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり，できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

１ 紙類

情報用紙 (コピー用紙，フォーム用紙，インクジェットカラープリンタ用塗工紙) 印刷用紙 (塗工されていない印刷用紙，塗工されている印刷用紙) 衛生用紙 (トイレットペーパー，ティッシュペーパー)	調達を実施する品目（裁判書に使用する用紙は除く。）については，調達目標は１００％とする。
--	--

２ 文具類

シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉 印章セット 印箱 公印 ゴム印 回転ゴム印 定規 トレー 消しゴム ステープラー（汎用型） ステープラー（汎用型以外） ステープラー針リムーバー 連射式クリップ（本体） 事務用修正具（テープ） 事務用修正具（液状） クラフトテープ 粘着テープ(布粘着) 両面粘着紙テープ 製本テープ ブックスタンド ペンスタンド クリップケース はさみ マグネット（玉） マグネット（バー） テープカッター パンチ(手動) モルトケース(紙めくり用スポンジケース) 紙めくりクリーム 鉛筆削(手動) O A クリーナー(ウエットタイプ) O A クリーナー(液タイプ)	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	---

ダストブロワー
レターケース
メディアケース (CD・BD用)
マウスパッド
OAフィルター (枠あり)
丸刃式紙裁断機
カッターナイフ
カッティングマット
デスクマット
OHPフィルム
絵筆
絵の具
墨汁
のり (液状) (補充用を含む。)
のり (澱粉のり) (補充用を含む。)
のり (固形)
のり (テープ)
ファイル
バインダー
ファイリング用品
アルバム
つづりひも
カードケース
事務用封筒 (紙製)
窓付き封筒 (紙製)
けい紙
起案用紙
ノート
パンチラベル
タックラベル
インデックス
付箋紙
付箋フィルム
黒板拭き
ホワイトボード用イレーザー
額縁
ごみ箱
リサイクルボックス
缶・ボトルつぶし機 (手動)
名札 (机上用)

名札(衣服取付型，首下げ型) 鍵かけ(フックを含む。) チョーク グラウンド用白線 梱包用バンド	
--	--

3 オフィス家具等

いす 机 棚 収納用什器（棚以外） ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード	調達を実施する品目については，調達目標は１００％とする。
---	------------------------------

4 画像機器等

コピー機等 (コピー機，複合機，拡張性のあるデジタルコピー機) プリンタ等 (プリンタ，プリンタ複合機)	２７年度に購入する物品及び２７年度から新たにリース・レンタル契約を行うものの調達目標は１００％とし，全体としての調達目標も１００％とする。 なお，カートリッジ等の調達の際は，基本方針の判断の基準を満たし，本体機器への影響及び印刷品質を考慮した製品を選択する。
ファクシミリ スキャナ プロジェクタ カートリッジ等 (トナーカートリッジ，インクカートリッジ)	調達を実施する品目については，調達目標は１００％とする。 なお，カートリッジ等の調達の際は，基本方針の判断の基準を満たし，本体機器への影響及び印刷品質を考慮した製品を選択する。

5 電子計算機

電子計算機	27年度に購入する物品及び27年度から新たにリース・レンタル契約を行うものの調達目標は100%とし、全体としての調達目標も100%とする。
磁気ディスク装置 ディスプレイ 記録用メディア	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

6 オフィス機器等

シュレッダー デジタル印刷機 掛時計 電子式卓上計算機 一次電池又は小形充電式電池	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 なお、カートリッジ等の調達の際は、基本方針の判断の基準を満たし、本体機器への影響及び印刷品質を考慮した製品を選択する。
---	---

7 移動電話等

携帯電話 PHS スマートフォン	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
------------------------	------------------------------

8 家電製品

電気冷蔵庫等 (電気冷蔵庫，電気冷凍庫，電気冷凍冷蔵庫) テレビジョン受信機 電気便座 電子レンジ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

9 エアコンディショナー等

エアコンディショナー ガスヒートポンプ式冷暖房機 ストーブ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
-------------------------------------	------------------------------

10 温水器等

ヒートポンプ式電気給湯器 ガス温水機器 石油温水機器 ガス調理機器	調達を実施する品目については，調達目標は１００％とする。
--	------------------------------

１１ 照明

照明器具 (蛍光灯照明器具，ＬＥＤ照明器具， ＬＥＤを光源とした内照式表灯) ランプ (蛍光ランプ，電球形状のランプ)	調達を実施する品目については，調達目標は１００％とする。
---	------------------------------

１２ 自動車等

自動車	(1)一般公用車 調達を実施する品目については，調達目標は１００％とする。 (2)一般公用車以外の自動車 調達の予定はない。
ＩＴＳ対応車載器 (ＥＴＣ対応車載器，カーナビゲーションシステム) 乗用車用タイヤ ２サイクルエンジン油	調達を実施する品目については，調達目標は１００％とする。

１３ 消火器

調達を実施する場合は，調達目標は１００％とする。

１４ 制服・作業服

制服 作業服 帽子	調達を実施する品目については，調達目標は１００％とする。 なお，ポリエステル繊維を使用した製品の調達の際は，基本方針の判断の基準を満たし，さらに再生ポリエステルができる限り多く使用されている製品を選択する。
-----------------	--

１５ インテリア・寝装寝具

カーテン 布製ブラインド 金属製ブラインド カーペット (タフテッドカーペット，タイルカーペット，織じゅうたん，ニードルパンチカーペット) 毛布等(毛布，ふとん) ベット (ベッドフレーム，マットレス)	調達を実施する品目については，調達目標は１００％とする。 なお，ポリエステル繊維を使用した製品の調達の際は，基本方針の判断の基準を満たし，さらに再生ポリエステルができる限り多く使用されている製品を選択する。
--	--

１６ 作業手袋

調達を実施する場合は，調達目標は１００％とする。

１７ その他繊維製品

テント・シート類 (集会用テント，ブルーシート) 防球ネット 旗・のぼり・幕類 (旗，のぼり，幕) モップ	調達を実施する品目については，調達目標は１００％とする。 なお，ポリエステル繊維を使用した製品の調達の際は，基本方針の判断の基準を満たし，さらに再生ポリエステルができる限り多く使用されている製品を選択する。
--	--

１８ 設備

太陽光発電システム	調達を実施する品目については，調達目標は１００％とする。
太陽熱利用システム 燃料電池 生ゴミ処理機 節水機器	調達の予定はない。
日射調整フィルム	調達を実施する品目については，調達目標は１００％とする。

１９ 災害備蓄用品

(毛布,作業手袋,テント,ブルーシート及び一次電池) ペットボトル飲料水 缶詰 アルファ化米 保存パン 乾パン レトルト食品等 栄養調整食品 フリーズドライ食品 非常用携帯燃料 携帯発電機	調達を実施する品目については,調達目標は100%とする。
--	------------------------------

2 0 公共工事

公共工事の中で,基本方針に位置付けられた資材,建設機械,工法及び目的物を使用する場合は,原則として,基本方針に定める判断の基準を満足するものを使用するものとする。

なお,目標の立て方については,今後,実績の把握を進める中で検討するものとする。

2 1 役務

省エネルギー診断	調達の予定はない。
印刷 食堂 自動車専用タイヤ更生 自動車整備 庁舎管理等 (庁舎管理,植栽管理,清掃,機密文書処理,害虫防除) 輸配送 旅客輸送	調達を実施する場合は,調達目標は100%とする。
蛍光灯機能提供業務	調達の予定はない。
庁舎等において営業を行う小売業務 クリーニング 飲料自動販売機設置 引越輸送 会議運営	調達を実施する場合は,調達目標は100%とする。

特定調達物品等以外の平成 27 年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

- 1 環境物品等の選択に当たっては、財団法人日本環境協会が実施するエコマークの認定を受けている製品又はこれと同等以上のものを調達し、できる限り環境負荷の低減に努める。
- 2 O A 機器、家電製品の調達に際しては、できる限り消費電力が小さく、かつ再生材料を多く使用しているものを選択する。

その他環境物品等の調達の推進に関する事項

- 1 本調達方針は、最高裁判所及び下級裁判所を対象とする。
- 2 調達の実績は、各品目毎に取りまとめ、最高裁判所ホームページにおいて公表する。
- 3 物品等の調達に当たっては、調達数量ができる限り少なくなるように努める。
- 4 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
- 5 調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、基本方針に定める判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
- 6 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入を推進するよう働きかけるとともに、物品の納入に際しては、低燃費・低公害車による納入や、納入量に応じた適切な大きさの自動車を利用するよう働きかける。
- 7 事業者の選定に当たっては、I S O 1 4 0 0 1 若しくは環境活動評価プログラム等により環境管理を行っている者又は環境報告書を作成している者を優先して考慮するように努める。
- 8 調達を行う地域の地方公共団体の環境政策及び調達方針と連携を図りつつ

グリーン購入を推進する。

9 本調達方針に基づく調達担当窓口は、経理局用度課とする。